

JIA 会則

第一章 総則

第一条 名称：本会は JIA と称する。

第二条 性質：本会は香港政府に登録した非営利団体である
(登録番号： REF.CP/LIC/SO/19/35739)

第三条 本会とその会員は中華人民共和国の法律を順守する。

第四条 使命：本会はワークキャンプを必要のある場所にもたらし、それを使命とする。

第五条 理念：本会の理念は下記の通りとする：

Joy in Action

社会には多くの問題がある。
人々はそれに対し、さまざまな意見を持っている。
もし、ただ話し合い、考えるだけでは、問題は解決しない。
それなら、行動を起こそう。

主動的、自主的、平等、有機的に活動を組織し、参加する。
そして、社会の溝を埋めていく。
この過程で、僕らは自分のものをつぎ込むことになるだろう。
しかし、そこに楽しみを見つける。

これが、Joy in Action だ。

第六条 活動範囲

- 一 領域：本会はハンセン病快復村、小学校などにて活動を行う。
- 二 地域：本会は中国国内で活動を行う。
- 三 内容：本会の活動はワークキャンプとそれに関連する活動（PR 活動、キャンプ地でのその他の活動、社会に支援を呼びかけることなど）。

第二章 会員

第七条 本会はその会員によって構成される。

第八条 個人会員

- 一 個人会員とは、本会則に同意しかつ一定の申請手続きをへて会員となることを認められた個人である。
- 二 申請条件：本会則に同意するすべての個人
- 三 個人会員の権利
 1. 優先的に活動に参加できること
 2. 本会の情報を得られること
 3. オフィスあるいは地区の公用物資を優先的に借用できること
 4. 地区代表と会員代表の選挙・被選挙権を有すること
 5. 理事会に提議を提出すること
- 四 個人会員の義務
 1. 本会則やその他のルールを順守すること
 2. 会費を定められた時間内に納めること
- 五 入会手続き
 1. 地区委員会のある地区：地区委員会が入会手続きを定める。
 2. 地区委員会のない地区：地区代表と事務局長との協議によって入会手続きを定める。
- 六 退会手続き
 1. 地区委員会のある地区：
 - i. 個人が退会申請書を提出した後、地区委員会の審査を通過すれば退会となる。
 - ii. 本会則に違反した個人については、地区委員会の半数の賛成により退会となる。
 2. 地区委員会のない地区：
 - i. 個人が退会申請書を提出した後、地区代表と事務局長の審査を通過すれば退会となる。
 - ii. 本会則に違反した個人については、地区代表と事務局長の審査を通過すれば退会となる。
 3. 会費を半年以上滞納した会員は一時的に部分的な会員サービスを得ることができなくなり、それは会費の継続支払いにまでいたる。

第九条 団体会員

- 一 団体とは、本会則に同意し、かつ申請手続きを経て会員となった団体である。
- 二 団体会員とは、団体の中において団体資格を得た個人会員を指す。
- 三 申請条件：本会則に同意するすべての団体
- 四 団体会員の権利

1. 団体中の団体会員は優先的に活動に参加できること
 2. 本会の情報を得られること
 3. オフィスあるいは地区の公用物資を優先的に借用できること
 4. 団体会員は地区代表と会員代表の選挙・被選挙権を有すること
 5. 個人が所在する団体の規定に従い、団体中の個人は団体の代表の選挙権・被選挙権を有すること
 6. 団体会員が理事会に提議を提出すること
- 五 団体会員の義務：
1. 本会則やその他のルールを順守すること
 2. 団体の個人に対して団体会員サービスを提供すること
 3. 会費を定められた時間内に納めること
- 六 団体会員の入会手続き
1. 地区委員会のある地区：地区委員会が入会手続きを定める。
 2. 地区委員会のない地区：地区代表と事務局長との協議によって入会手続きを定める。
- 七 退会手続き
1. 地区委員会のある地区：
 - i. 団体が退会申請書を提出した後、地区委員会の審査を通過すれば退会となる。
 - ii. 本会則に違反した団体については、地区委員会の半数の賛成により退会となる。
 - iii. 団体中の個人が本会則に嚴重に違反した場合の手続きは第二章 第八条 六 1 ii に同じ。
 2. 地区委員会のない地区：
 - i. 団体が退会申請書を提出した後、地区代表と事務局長の審査を通過すれば退会となる。
 - ii. 本会則に違反した団体については、地区代表と事務局長の審査を通過すれば退会となる。
 - iii. 団体中の個人が本会則に嚴重に違反した場合の手続きは第二章 第八条 六 2 ii に同じ。
 3. 会費を半年以上滞納した団体は自動的に団体会員の資格を一時停止され、その団体会員は自動的に個人会員となる。

第三章 地区

第十条 地区は本会が会員サービスを提供する基本単位である。

第十一条 資格

- 一 地区基準：ワークキャンプを開催する能力があること、地区の計画があること、10人以上、継続的發展が望めること、地区代表を選出でき

- ること
- ニ 地区委員会の基準：会則があること、理事会などの組織があること

第十二条 権利

- 一 自主的にワークキャンプを開催すること。ただし、他地区にてワークキャンプを開催する場合はその地区（あるいは地区委員会）と協議すること
- ニ ニュースレターを受け取ること
- 三 自主的にその他の活動を開催すること（写真展、トレーニング、交流会、チャリティーバザー、地区の財政、地区の文書管理、地区の運営など）
- 四 地区代表を自ら選ぶこと

第十三条 成立手続き

- 一 地区：理事会に申請書を提出し、可決されると成立となる
- ニ 地区委員会：理事会に申請書を提出し、可決されれば成立となる

第十四条 取り消し手続き

- 一 地区（あるいは地区委員会）が理事会へ取り消し申請書を提出し、理事会の評価、審査をへた後、可決されれば取り消しとなる。
- ニ 本会則に違反した地区（あるいは地区委員会）については、理事会の半数により資格取り消しが可決される

第四章 会員代表大会

第十五条 会員代表大会は、各地区の会員代表によって構成され、理事会への授権、任命および監督を行い、同時にすべての会員に対して責任を負う。

第十六条 会員代表の発足手続き

- 一 地区委員会のある地区：地区委員会が自ら発足手続きを決定する。
- ニ 地区委員会のない地区：地区代表と事務局長との協議により発足手続きを決定する。

第十七条 会員代表枠

- 一 会員代表大会の総人数は会員総数の100分の10を越えてはならない。
- ニ 各地区の会員代表の人数は、会員代表総数の100分の50を平均的に各地区に割り当て、そして残り100分の50は、本会の会員総数に占める各地区会員数の百分率によって割り当てることで決定される。

第五章 理事会

第十八条 理事会は会員代表大会に権利を賦された最高の意思決定機関である。

第十九条 理事会の権利と義務

- 一 本会に対する最終的な責任を負う
- 二 全国規模のプロジェクト案の議論、修正、選択
- 三 会則の修正
- 四 事務局長の指名
- 五 地区と地区委員会の発足と取り消しの決定
- 六 年度計画、年度総括、年度報告の審査
- 七 地区評価、会員評価、表彰

第二十条 会議頻度：毎年最少2回

第二十一条 法定人数：事務局長を加えた三分の二以上の理事の参加（理事は自らの地区のメンバーに参加を委任することができる）

第二十二条 常任理事：常任理事は地区委員会のある地区の代表が務める

第二十三条 議決に必要な投票数：本会則が定める特殊な状況を除き、出席している理事の過半数が賛成し、かつ出席している常任理事の過半数が賛成下場合、可決となる

第二十四条 発足手続きと任期

- 一 各地区が毎年一名の地区代表を発足させ、理事として理事会に入る。
- 二 任期：地区によって決定

第二十五条 理事の権利と義務

- 一 各理事が一票の投票権を有すること
- 二 理事会の議題にそって地区の意見を提出すること
- 三 会員代表大会に対して責任を負うこと

第六章 事務局長

第二十六条 発足手続き：理事会によって指名される。

第二十七条 権利と義務

- 一 自動的に理事として理事会に入ること
- 二 執行団体を組織し、その成員の待遇を決定し、雇用・解雇すること
- 三 執行団体をリードし、行政、資源獲得、プロジェクト、財政の似ぬ無を遂行し、会員サービスを行うこと。
- 四 理事会を招集し、司会すること
- 五 毎月一度オフィス会議を開催し、会議内容と結果を各地区に報告すること
- 六 年度計画、年度総括、部門計画を起草し理事会に提出して表決すること
- 七 理事会の決議の執行者として、理事会に対して責任を負うこと
- 八 対外的に本会を代表すること

第二十八条 任期：理事会と事務局長との指名契約参照

第七章 会則の修正

第二十九条 会則の修正権は理事会が有する

第三十条 出席している理事の三分の二以上の賛成により可決される

第八章 解散

第三十一条 理事会において、出席している理事の四分の三以上の賛成により可決される

第三十二条 解散後、本会の資産は類似した機構に寄付される

第九章 発効

第三十三条 本会則の内容の最終解釈権は理事会に属する。

第三十四条 本会則は2008年12月27日から施行する。

附則

- 一 会費
 1. 統一条件：
 - 10元/年/人；
 - 個人/団体会員が会費を納めた後、地区がその50%を、オフ

イスがその 50%を使用する

2. 各地区がそれぞれ決定する事項：

- 入会時期
- 財務報告などの詳細

ニ 目下、地区は南寧、広州、湛江、桂林、潮汕、湖北宜昌、湘西、湘南、海南で、うち地区委員会は南寧、広州、湛江

三 事務局長の仕事は執行団体をリードして行政、資源獲得、プロジェクト、財務を遂行すること

1. 行政：文書管理；物資管理；オフィス維持；オフィス人事；会員管理
2. 資源獲得：資源獲得（資金、物資、条件、技術など）；広報（国内外財団、企業、NGO、個人、政府）
3. プロジェクト：トレーニング；情報；会議；外交；新規プロジェクト開拓；会員成長；ワークキャンプ資金申請情報の発布
4. 財務：財団、プロジェクト、寄付の状況のフォローアップ、資産負債状況の報告、投資(銀行)、それらの報告、制度整備

四 組織図

